

ぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱

制定 令和4年4月1日 林振第30401-1号

改正 令和7年3月7日 林振第301-1号

（趣旨）

第1 知事は、県産木材の利用を促進するとともに、森林づくりや木材の利用に関わる人づくりを推進するため、木に触れ、その温もりや良さを感じてもらう「木育」活動や民間施設における木育空間整備を進める、ぐんまの「木育」推進事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては「群馬県補助金等に関する規則」（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において「補助事業」とは本補助金の対象となる事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

3 この要綱において「県産木材」とは、群馬県内の森林から合法な手続を経て伐採された群馬県内の原木を加工した木材をいう。

（交付の範囲等）

第3 補助金の交付対象となる補助事業者、事業内容、経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（5）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（8）暴力団員と密接な交友関係を有する者

（補助金の交付申請）

第4 規則第4条の規定により補助金を受けようとする補助事業者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切と判断される行為を行わない旨及び暴力団の排除に関する誓約事項を記した誓約書（別記様式第1号別紙3）を、補助金交付申請書に添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5 知事は、規則第5条の規定により補助金の交付決定をするときは、補助金交付指令書（別記様式第2号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

（事業内容の変更等）

第6 補助事業者は規則第9条第1項の規定により知事の承認を得ようとする場合は、変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の規定による知事があらかじめ認める軽微な変更とは、別表1に掲げる重要な変更以外の変更とする。

3 知事は、第1項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を適当と認めたときは、これを承認するものとし、当該変更が補助金額の変更を伴う場合は、補助金変更交付決定指令書（別記様式第4号）により、それ以外の場合は変更承認指令書（別記様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

4 補助事業者は、規則第9条第1項第2号の規定により、交付決定された全ての補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日（中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8 知事は、第7に規定する実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定指令書（別記様式第8号）により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9 知事は、補助金の交付の決定を行った場合においても、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10 知事は、第9の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは、知事の定める期間内に返還しなければならない。

(関係書類および帳簿の保存)

第11 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他以下に掲げる書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- ① 補助金交付申請関係書類
- ② 経理に関する帳簿類および証拠書類
- ③ 見積書、請求書、入出伝票、領収書等

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年 3月 7日から施行する。

別表 1

事業種目	補助事業者※ 1	事業内容	補助対象経費※2	補助率	重要な変更
木育活動 実施支援	・保育園、幼稚園、こども園、小・中学校 ・社会福祉法人 ・学校法人 ・NPO法人 ・営利を目的としない木育活動に取り組む民間事業者 ・自治会、町内会等の地域組織等	木育活動に係る経費を補助	報償費、旅費、需用費、役務費、保険料、委託費、使用料及び賃借料	一団体あたり 定額50千円 ※事業費が50千円に満たない場合はその額とする。	事業の中止及び廃止
木育空間 整備支援	民間施設等の設置運営者	県産木材を用いた木育スペースの設置に係る経費を補助 ・木製玩具・遊具及び什器等の購入に係る経費（県産木材を使用したものに限り） ・空間整備に供するための原材料費（工事材料は県産木材に限る）	需用費、備品購入費、原材料費	補助対象経費の1/2以内（上限100千円）	・補助対象経費の増額及び20%を超える減額 ・事業実施箇所の変更

※ 1 補助事業者については、別に定める運用基準の要件を満たす者とする。

2 補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律108号）に基づく消費税を含めないものとする。

別表2 補助対象経費

◎木育活動実施支援

区 分	内 容	備 考
報 償 費	・外部講師に対する謝金 ・木育活動の企画や指導を行う群馬県木育インストラクターに対する謝金 ・活動実施に必要な作業従事者に対する謝金	・金額は県が次に定める講師謝金の執行基準を踏まえる。 ・準備にかかる時間を含めることも可能とする。
旅 費	活動実施に係る交通費	
需 用 費	県産木材などの材料費、製作キット代、資材・工具購入費等	単価5万円以上の工具等備品については補助対象外とする。
役 務 費	通信費（参加者への案内通知用切手、ハガキ等）、運搬費等の経費	
保 険 料	活動を行うための傷害保険料	
委 託 費	木製品製作、資材加工、資料作成、宣伝等における委託経費	
使 用 料 及び賃借料	会議室、バス、事業用機械器具等の借料及び機械等借り上げに要する経費	

※補助対象事業に入場料、参加料、売上金等がある場合は、別途協議する。

※講師謝金の執行基準は以下とする。

講師の職位等	時間単価
大学教授級	8,000円以内
その他	4,200円以内
著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれる講師など、上記の区分によりがたい場合	以下の事項を踏まえて、別途協議する (1)当該講師の業績 (2)当該講師の知名度 (3)当該講師の年齢や経験年数等 (4)当該講師が国や他の自治体等で講演等行った際の支払金額

別表 2 補助対象経費

◎木育空間整備支援

区 分	内 容	備 考
需 用 費	・ 木製玩具の購入費	
備品購入費	・ 木製玩具、遊具及び什器等の購入に係る経費	単価 5 万円以上の物品購入にかかるものは備品購入費とする。
原材料費	(工事材料費) ・ 直接工事の用に供するための木材の購入に係る経費 (加工用原料費) ・ 生産のために使用する加工用材料の木材、くぎ、塗料、金具、部品等の購入費	

別記様式第1号（第4第1項関係）

年度 ぐんまの「木育」推進事業補助金交付申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則第4条第1項及びぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第4第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業種目及び経費内訳 単位：円

事業種目	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			備 考
		県補助金(A)	自己資金(B)	その他(C)	
	円	円	円	円	

※県補助金には消費税を含めない（自己資金に計上）

3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
(または事業実施日)

4 補助金振込先

金融機関名		本・支店	
預金の種別		口座番号	
口座名義 (フリガナ)		電 話 番 号	

5 添付書類

○事業計画書（別記様式第 1 号別紙 1 又は別紙 2）

○誓約書（別記様式第 1 号別紙 3）

別記様式第1号別紙1（第4第1項関係）

ぐんまの「木育」推進事業（木育活動実施支援）事業計画書

1 事業内容

団 体 名	
事 業 名 (イベント名)	
事業実施日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の実施場所	
事 業 目 的	
事 業 の 内 容	(実施する事業内容、参加予定人数など) 参加予定人数 人
事業において活用 する県産木材の内容	品目
事業の実施体制	(講師、実施団体)
連 絡 先	担当者 職氏名： 電話・ファクシミリ： 電子メール：

2 事業費

単位：円

区 分	内 容	事 業 費	積 算 内 容
報償費			
旅 費			
需用費			
役務費			
保険料			
委託費			
使用料 及び賃借料			
合 計			

別記様式第1号別紙2（第4第1項関係）

ぐんまの「木育」推進事業（木育空間整備支援）事業計画書

1.事業内容

導入施設名	
導入製品名	
導入数量 (セット数)	
導入目的	
使用樹種	
事業実施 予定期間 (発注手続き～導 入まで)	年 月 日 ～ 年 月 日

※県補助金には消費税を含めない（自己資金に計上）

2.事業費

単位：円

区 分	内 容	事 業 費	積 算 内 容
需用費			
備品購入費			
原材料費			
合計			

※添付資料

- ①導入製品のパンフレット、図面、写真等
- ②事業費の根拠となる見積書等

別記様式第1号別紙3（第4第2項関係）

誓 約 書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所
補助事業者名
代表者氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、別添の群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿のとおり、警察への照会について承諾します。

記

- 1 補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等の不適切な行為を行いません
- 2 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※ 下請が想定される場合は以下の項目を追加してください

- 3 1に掲げる者（以下「暴力団等」という。）をこの事業に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）にしません。
- 4 この事業に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除（間接補助事業に係る交付決定を取り消）します。
- 5 自己又はこの契約に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、知事に報告するとともに警察に通報します。

別添

群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿

フリガナ 氏 名	生年月日	住所 (団体の場合は法人名、 商号等、団体所在地)	役職

※事業計画を提出する者が団体の場合は、その団体の代表者及び役職等の者についても記載すること。（役職等とは、法人にあっては非常勤を含む取締役、執行役、監査役、理事又は監事で、法人以外の団体にあっては、役員等に準じた権限を有する者）

別記様式第2号（第5関係）

群馬県指令 第 号

補助事業者名

年 月 日付け第 号をもって申請のあった 年度 ぐんまの「木育」推進事業補助金については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）第5条及びぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第5の規定により、下記のとおり条件を付して交付する。

年 月 日

群馬県知事

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、 年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった 年度 ぐんまの「木育」推進事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、変更後の経費及び額とする。

補助事業に要する経費	補 助 金 の 額
円	円

- 3 補助金の額の確定は、補助事業に要した経費の実支出額にぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表1の補助率を乗じて得た額と、補助金交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、規則、要綱及びその他関係通達に従わなければならない。
- 5 補助事業が完了したときは、要綱第7に規定する実績報告書（別記様式第7号）を、次の各号のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業の完了の日（中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日
 - (2) 事業完了年度の3月31日

別記様式第3号（第6第1項関係）

年度 ぐんまの「木育」推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度 ぐんまの「木育」推進事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認してく
ださい。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

単位：円

事業種目	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			備 考
		県補助金(A)	自己資金(B)	その他(C)	
	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	

※上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載し、変更内容が容易に比較できるように作成すること

3 添付書類

事業計画書（別記様式1別紙1又は別紙2に二段書き（上段に変更前、下段に変更後）
し、変更内容が容易に比較できるように作成すること）

別記様式第4号（第6第3項関係）

群馬県指令 第 号

補助事業者名

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度 ぐん
まの「木育」推進事業の変更について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規
則第68号）第9条第1項及びぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第6第3項の規定
により、次のとおり変更決定する。

年 月 日

群馬県知事

記

- 1 変更の対象となる事業は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、
年 月 日付け群馬県指令 第 号による交付決定通知のとおりとする。
- 2 変更後における補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	補助金の額
円	円

別記様式第5号（第6第3項関係）

群馬県指令 第 号

補助事業者名

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度 ぐんまの「木育」推進事業の変更について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第9第1項及びぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第6第3項の規定により、申請のとおりこれを承認する。

年 月 日

群馬県知事

別記様式第6号（第6第4項関係）

年度 ぐんまの「木育」推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度 ぐんまの「木育」推進事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、ぐんまの
「木育」推進事業補助金交付要綱第6第4項の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容

別記様式第7号（第7関係）

年度 ぐんまの「木育」推進事業補助金実績報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度 ぐんまの「木育」推進事業について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 総括表

単位：円

事業種目	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			備 考
		県補助金(A)	自己資金(B)	その他(C)	
	円	円	円	円	

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付資料

- (1) 別記様式第7号別紙1又は別紙2
- (2) 事業費の支出に係る領収書または振り込み伝票の写し
- (3) 状況写真

別記様式第7号別紙1（第7関係）

ぐんまの「木育」推進事業（木育活動実施支援）事業実績書

1 事業内容

団 体 名	
事 業 名 (イベント名)	
事業実施日又は期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の実施場所	
事 業 目 的	
事 業 の 内 容	(実施した事業内容、参加人数など) 参加人数 人
事業において活用 した県産木材の内容	品目
事業の実施体制	(講師、実施団体)
連 絡 先	担当者 職氏名： 電話・ファクシミリ： 電子メール：

2 事業費

単位：円

区 分	内 容	事 業 費	積 算 内 容
報償費			
旅 費			
需用費			
役務費			
保険料			
委託費			
使用料 及び賃借料			
合 計			

別記様式第7号別紙2（第7関係）

ぐんまの「木育」推進事業（木育空間整備支援）事業実績書

1. 事業内容

導入施設名	
導入製品名	
導入数量 (セット数)	
導入目的	
使用樹種	
事業実施 期間 (発注手続き～導 入まで)	年 月 日 ～ 年 月 日

2. 事業費

単位：円

区 分	内 容	事 業 費	積 算 内 容
需用費			
備品購入費			
原材料費			
合 計			

別記様式第 8 号（第 8 関係）

群馬県指令 第 号

補助事業者名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定した 年度
ぐんまの「木育」推進事業補助金について、ぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第 8
の規定により、 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき次のとおり
確定する。

年 月 日

群馬県知事

記

補助事業に要する経費	補助金交付決定額	補助金確定額
円	円	円